

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて、太陽光発電設備等を占用物件に追加するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

（1）太陽光発電設備および風力発電設備を新たに占用物件に追加することとします。（別表関係）

（2）その他

ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第52号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	820
-----------------	------------------	-------	-----

別表政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料および第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設、政令第7条第7号に掲げる施設、政令第7条第8号に掲げる施設および自動車駐車場、政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第10号に掲げる器具および政令第7条第11号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表注5中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧					新										
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)										
占用物件の種類		単位	占用料の額		占用物件の種類		単位	占用料の額							
			市の区域	町の区域				市の区域	町の区域						
(略)					(略)										
(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)							
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20	10					
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200	99					
	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)						
					政令第7条第2号に掲げる工作物										
					<table border="1"> <tr> <td>占用面積</td> <td>1,000</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					占用面積	1,000	820	1平方メートルにつき1年		
占用面積	1,000	820													
1平方メートルにつき1年															

ω

政令第7条第2号に掲げる工 用施設および同条第3号に掲 げる工事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99
政令第7条第4号に掲げる仮設 建築物および同条第5号に掲 げる施設			100	82
政令第7 条第6号 に掲げる 施設	トンネルの上または高 架の道路の路面下に設 けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額	
政令第7 条第7号 に掲げる 施設	建築物	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第8号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物	Aに0.02を乗じて得た 額		
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第9号 に掲げる	トンネルの上または高 架の道路の路面下に設 けるもの	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	

政令第7条第4号に掲げる工 用施設および同条第5号に掲 げる工事用材料		占用面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99
政令第7条第6号に掲げる仮設 建築物および同条第7号に掲 げる施設			100	82
政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上または高 架の道路の路面下に設 けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た 額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額	
政令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第10号 に掲げる 施設およ び自動車 駐車場	建築物	Aに0.02を乗じて得た 額		
	その他のもの	Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額	
政令第7 条第11号 に掲げる	トンネルの上または高 架の道路の路面下に設 けるもの	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額	

応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	

応急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	
その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	

ウ

注1～4 省略

5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第6号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものおよび同条第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6～9 省略

注1～4 省略

5 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるものおよび同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6～9 省略